知っておきたい

かくていしんこく

しょとくぜい しんこく のうぜい かんぶ 一个所得税の申告・納税、還付など~

この資料は、平成27年度 文化庁委託事業「生活者としての外国人のための日本語教育事業」により作成しています。 内容については、平成28年1月時点の情報をもとにしています。

この資料は、平成27年度 文化庁委託事業「生活者としての外国人のための日本語教育事業」により作成しています。

内容については、平成28年1月時点の情報をもとにしています。

のうぜい ぎ む 【納税の義務】

にほんこくけんぽう こくみん さんだいぎ む 日本国憲法の国民の三大義務

きんろう ぎ む きょういく ぎ む のうぜい ぎ む 「勤労の義務」「教育の義務」「納税の義務」

のうぜい ぜいきん おさ 納税する (税金を納める) こと

- ⟨に いじ はってん せいきん ひっよう
 国を維持し、発展させていくには「税金」が必要
 ぜいきん おさ わたし くに ちほうじ ちたい いろいろ

には3つの大切な義務があります。「勤労の義務」「教育の義務」「納税の義務」です。

物税 (税金をおさめること) は、国の経済を安定させたり、良くしたりするために必要です。税金を納める私 たちは、国や地方自治体 (都道府県や区市町村) の色々なサービスを受けています。



では、私たちが納める税金は、どのように使われているのでしょうか。

税金は、 $\frac{\hbar k}{N}$ るば、 $\frac{\hbar k}{N}$ たちが使う道路や橋、公園など、生活環境を整えるために使われています。また、警察や $\frac{\hbar k}{N}$ 防など、安全に安心して暮らすためのサービスに使われます。パトカーや 消防車、救 意力 は 出動するとき、その費用は税金から出るので、お金を払う必要がありません。水道や下水道、ゴミの収集・処理などにも税金が使われています。
ないます。
ないます。
ないますが、
ないまなが、
ないま

のうぜい ぎ む 【納税の義務】

ぜいきん ぉさ **税金を納めないとどうなるの?**

- ♥いきん たいのう ▶税金を滞納している
- かくていしんごく ひつよう ひと かくていしんごく ▶確定申告が必要な人が、確定申告をしない



#\\ む しょ ちょう さ う ば あ\ ▶ 税務署の 調 査を受ける場合がある



のうぜいきんがく おお むしんこく か きんぜい えんたいぜい ・納税金額が多くなる(無申告加算税や延滞税など)

ざいりゅう し かく こうしん えいじゅうしんせい き か しんせい えいきょう

・在留資格の更新、永住申請、帰化申請などに影響する!

「納税(税金を納めること)」は義務です。税金は必ず納めなければなりません。

税金を滞納している (納めていない) 人や、確定申告 (自分で所得税の計算をして、申告すること) をしなければならないのに申告をしない人は、税務署の調査を受けるかもしれません。調査を受けた後、もっとたくさんの税金を払わなければなりません。無申告加算税 (申告しなければならないのに申告しなかったために、追加で払う税金) や延滞税 (期限までに税金を納めない場合に、追加で納めなければいけない税金) です。

【確定申告とは】

- かくていしんこく じぶん おさ ぜいきん けいさん
 確定申告は、自分で、納める税金の計算をしんこく てつづして、申告手続きをすること
- がつついたち がつ にち ねんかん けいさん ◆ 1月1日から 12月31日の1年間で計算する
- 翌年の2月16日から3月15日に税務署にはよる。

 □ はいましょる

 ロルこく

 申告する
- ◆ 申告してから、「納税」または「還付」を受ける

確定申告は、お金を稼いだ人が自分で納める税金の計算をして、申告の手続きをすることです。

1月1日から 12月31日の 1年間分を計算します。翌年(次の年)の 2月16日から 3月15日の 1年間分を計算します。翌年(次の年)の 2月31日まで)の確定申告は、間に税務署に申告します。例えば、2015年(1月1日から 12月31日まで)の確定申告は、2016年2月16日から 3月15日までにします。

申告した後で、「納税(税金を納めること)」します。もし、税金を納めすぎていたら、「還付(納めすぎていた税金がもどってくること)」を受けます。

かくていしんこく のうぜい かんぷ (確定申告の「納税」と「還付」)

▶「納税」=納めた税金が不足していたら、

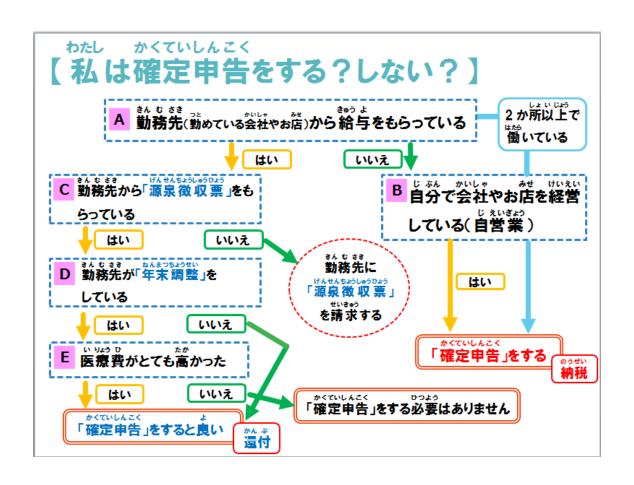
さらに税金を納める

▶「<mark>還付</mark>」= 納めた税金が多すぎたら、税金

^{もど} が戻る

**「還付」申告の期限は、翌年から5年間

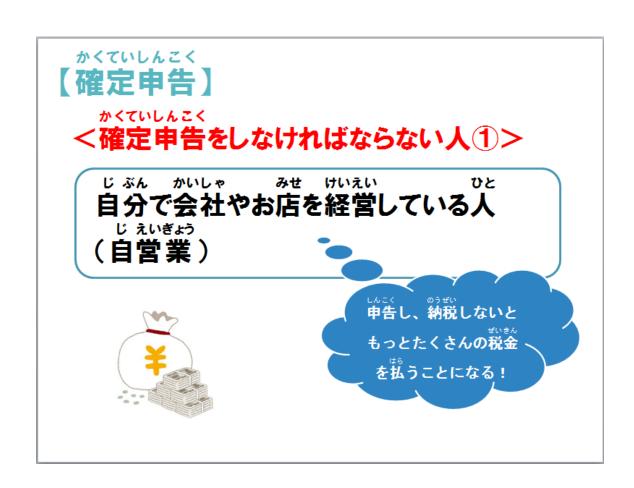
- 納めた税金が不足していたら、さらに税金を納めなければなりません。「納税」と言います。税金を現金で納めることも、自動振替(決められた日に、自分の銀行の口座からお金が引かれること)で納めることもできます。現金の場合は、3月15日までに納めなければなりません。自動振替の場合は4月20日です。
- 納めた税金が多すぎたら、多く納めすぎた税金は戻ります。「還付」と言います。「還付」申告は、5年の間にすることができます。2015年の税金については、2020年まで還付申告さることができます。



じぶん かくていしんこく 自分は確定申告をするか、しないか、次のチャートを見てください。

- A. 勤務先(勤めている会社やお店)から給与(給料やボーナスなどを合わせたもの)をもらっていますか?
 - ▶ 「はい」の人は、C. に進みます。
 - ▶ 「いいえ」の人は、B. に進みます。
 - ♪ 「2 か所以 上 の会社やお店で 働 いて 給 与をもらっている人」は、B. に進みます。
- B. 自分で会社やお店を経営していますか?
 - ▶ 「はい」の人は、確定申告をして、納税しなければなりません。
- C. 勤務先から「源泉 徴 収 票」をもらっていますか?
 - げんせんちょうしゅうひょう み ほん ※源泉 徴 収 票 の見本は、「スライド 15枚目」を見てください。
 - 「はい」の人は、D. に進みます。
 - ♪ 「いいえ」の人は、勤務先の人に話して、「源泉 徴 収 票 」をもらってください。
- D. 勤務先は「年末調整」をしていますか?
 - ねんまつちょうせい きん む さき しゃいん じゅうぎょういんひと り ひと り ただ しょとくぜいがく けいさん なんまっ ※年末 調 整は、勤務先が社員や 従 業 員一人一人の正しい所得税額を計算して年末に ちょうせい 調 整することです。
 - 「はい」の人は、E. に進みます。
 - 「いいえ」の人は、確定申告をするとよいでしょう。還付を受けることができるかもしれません。
- E. 医療費がとても多くかかりましたか?
 - ▶ 「はい」の人は、確定申告をするとよいでしょう。還付を受けることができるかも しれません。
 - ▶ 「いいえ」の人は、確定申告をする必要はありません。

なくていしんこく 確定申告は、「しなければならない」人もいますし、払いすぎた税金が返ってくるかもしれないから「した方がいい人」もいます。



「確定申告をしなければならない人」について説明します。

まず、自営業の人(自分で会社やお店を経営して、商売などをしている人)は、「確定申告」をしなければなりません。確定申告をして、納税をしなければなりません。納税をしないと、もっとたくさんの税金を納めることになります。

【確定申告】

かくていしんこく

<確定申告をしなければならない人②>

きゅうょ しょとくしゃ きん む さき きゅうょ ひと 給 与所得者 (勤務先から給 与をもらっている人)で、

きゅうょ かしょいじょう う と **>給与を2か所以上から受け取った**

きゅうよ い がい しょとく きんがく ごうけい まんえん こ

>給与以外の所得の金額の合計が20万円を超えた

(※) 給与以外の所得の例:

けんこうりょう こうえんりょう ょ ちょきん り し かぶしき はいとう こうりぎょう 原稿料や講演料、預貯金の利子、株式の配当、小売業、

せいめいほけん まんき ほけんきん 生命保険の満期保険金 など

きゅうょ ねんしゅう まんえん こ >給与の年収が 2.000万円を超えた

他にも「確定申告をしなければいけない人」がいます。給与所得者(勤務先(勤めている会社や店)から給与(給料やボーナスなどを合わせたもの)をもらっている)で、次の通りです。

- 給 与を 2 か所以 上 の勤務先から受け取った
- 「給与以外の所得」の金額の合計が20万円を超えた(注:20万円は入らない)
 ※「給与以外の所得」は、原稿料、講演料や通訳の謝金、貯金の利子、株式の配当金、小売業の売り上げや、生命保険が満期(契約期間(保険金を支払うと約束した期間)
 の終わり)の時に受け取るお金、など
- きゅうょ ねんしゅう まんえん こ 給 与の年収が 2.000万円を超えた

まかましょとくしゃ 給与所得者の かんぶ しんこく 『環付』申告

かくていしんこく

<確定申告をしたほうがよい人①>

はんせんちょうしゅう ぜいきん おさ ねんまつちょうせい 源泉徴収で税金を納めているが、『年末調整』をして ひと かくていしんこく ぜいきん もど ば あい いない人は確定申告をすると税金が戻る場合がある

なんまつちょうせい ひつよう しょるい めいしょう く年末調整に必要な書類の名称>

きゅうよしょとくしゃ ふょうこうじょなど いどう しんせいしょ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」

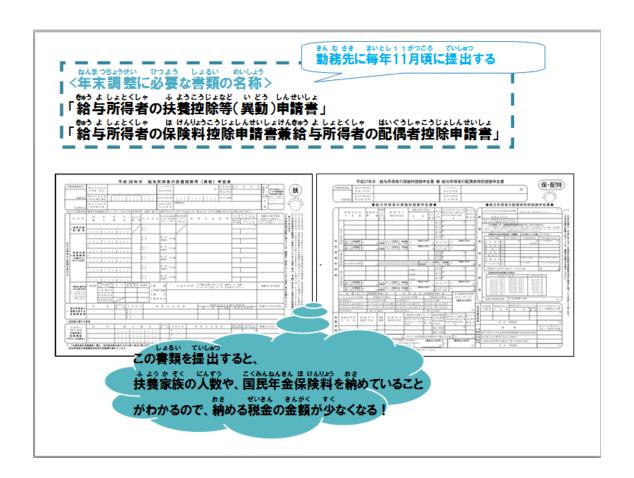
「 誇っ よ しょとくしゃ ほ けんりょうこうじょしんせいしょけんきゅう よ しょとくしゃ はいぐうしゃこうじょしんせいしょ |「 給 与所得者の保障料 控除申請書善給与所得者の配偶者控除申請書

っぽ 次に、「確定申告をした方がよい人」について説明します。

*年末調整:

「年末調整」をするために、毎年11月ごろ、勤務先に2つの書類を提出します。この書類は勤務先が配布します。

- ・「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」
- きゅう ましょとくしゃ ほけんりょうこうじょしんせいしょけんきゅう ましょとくしゃ はいぐうしゃこうじょしんせいしょ・「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」



「年末調整」の時に必要な書類の見本です。

この書類を提出すると、我養家族(お笠を出して養っている家族)の人数や、国民年金保険料をいくら納めたかなどが分かるので、熱める税金の金額が少なくなることが多いです。 2つの書類に書くことを間違えると、「所得控除額」も定しく計算できません。定しい情報を書きましょう。書き芳が分からない時は、会社の人や、よく分かる人に聞きましょう。



作業では対して 年末調整では確認できないこともあります。次の人も「確定単告をしたほうがよい人」で す。

- 医療費がたくさんかかった ※病院でもらう領収証は取っておきましょう。また、病院に行くとき、交通費はメモしましょう。
- 災害にあったり物を盗まれたりした
- 国が決めた特定の団体に寄付をした
- その年の途中。で退職し、青就職していない ※年の途中。で退職すると、会社は発素調整をすることができないからです。南就職していると、南就職した会社が、前の会社のことも確認して、発素調整をしてくれます。
- 家を買った、など

「還付」 旨告をすれば、税金が戻ってきます。「還付」 自告の期限は、翌年から 5年間です。

【確定申告をしてみよう!①】

サポウトさんの場合、

がぞくこうせい

サポウト(夫) 42歳 2つの飲食店で働いている はなこ(妻) 39歳 1つの飲食店で働いている(年収80万円) 長男 17歲 長女 13歳 中学生

- ◆社会保険(国民年金、国民健康保険、介護保険)を納めている
- ◆ 夫は「年末 調 整」を 行っていない (社会保険の控除を受けていない)
- ◆今年は、医療費(15万円)が高額になった

「確定申告」をする?しない?のチェックポイント

 ① 2 つのお店から **** A 給 与をもらっている ②「年末調整」を していない

③一年間に医療費が たくさんかかった

で働いている

それでは実際に、確定申告をしてみましょう!サポウトさん家族の場合です。

サポウトさん $(\xi, 42)$ は、 $(\xi, 42)$ は、 (ξ, ξ) かた つの飲食店で働いています。

はなこさん (妻、39歳) は、1つの飲食店で働いています。年収(一年間の収入)は 80万円です。 扶養家族の範囲内 (「扶養家族」として配偶者控除を受けられる範囲: 年収 103 方円以内) です。

もうな。 長男(17歳)は高校生、長女(13歳)は中学生です。

サポウトさんは、社会保険(国民年金、国民健康保険、介護保険)を払っています。サポ ウトさんは「年末調整」をしていません。う年は、医療費がたくさんかかりました。

サポウトさんの場合、「①2つのお店から給与をもらっている」ので、確定申告をしなけれ ばなりません。「②年末調整をしていない」、「③一年間に医療費がたくさんかかった」の で、確定申告をすれば払いすぎた税金が還付されるでしょう。

【確定申告をしてみよう!②】

ひつよう しょるい そろ **必要な書類などを揃える**



まの分も用意すること

ķt

げんせんちょうしゅうひょう

- > 2 つのお店からもらった「源泉徴収票」
 - いりょうひ りょうしゅうしょ きょっさか かま
- ➤ 医療費の領収書 (交通費のメモも忘れずに) こくみんけんこう ほ けんりょう かい こ ほ けんりょう りょうしゅうしょ
- > 国民健康保険料・介護保険料の領収書
 - こくみんねんきん ほ けんりょう こうじょしょうめいしょ
- ▶国民年金保険料の控除証明書
 せいめい ほ けんりょう こうじょしょうめいしょ
- > 生命保険料などの控除証明書

こうじょしょうめいしょ
「控除証明書」は
がつころ じ たく とど
11日頃に白字に展

サポウトさんが確定申告をする場合、次の資料が必要です。

サポウトさん(美)と、はなこさん(妻)の分を準備しましょう。

・「源泉徴収票」

(サポウトさんの働いている 2 つのお店から 1 枚ずつ、はなこさんのお店から 1 枚で、合計 3 枚の源泉徴収票)

- ・ 家族全員の医療費の領収書(交通費のメモも準備する)
- ・家族全員の国民健康保険料・介護保険料の領収書
- ・家族全員の国民年金保険料の控除証明書(控除証明書は11月頃に家に届く)

げんせ		D' 3X	なき	ЦÞ	即		Į.							
A *13E =	んちょうしゅうひょ	Section 1												
	後似果	E :												
1年間にいく	ら稼いだけ	n. L1	ら所得			おさ	th t	- /		。 よう	42	かそ		にんずう 人数
	しょるい がっ	o as				きん	ti à	8				y 2011		//\ 3 A
などがわかる	書類。1月	の終す	つりぐら	561	まで	こ動	务分	67.	から	もら		おさ		いきん
		平成 25 年	分給。	与可	F 得	の源	泉	数」	4文 票	Ē	6	2納8	た利	党金
	支払馬					長	(受給者を		~ /	A00-	****-	<i>f</i> ··		
	0 TA E	都 新宿	区 下落	合**	*	8	(投離名)		+	サポウト トポウト	1	太郎		
1年間の稼ぎ	76 SI	支 払	金額	給与用	听得控除	後の金額	所得	空除 0	の額の	合計模	R R	微収	税额	
	給料・賞与	1,	800,000		1,080	,000			380,	000		35,	000	
	控除対象配偶者 配	偶者特別 控制	除対象技養 (知得來表	親族	の数障	書者の数	社会(R IR I	料生命	保険料地	雲保	段料 住宅	借入金	
	有 無 提 提	月 人	定 老 ,	2 / 2	の他特	別 その他 人 人	* 07	-	PI W	Pi Re W	TIE. PH	日 松	k 0 8	
	7 7													
/		別控除可能額	1000			・ 会計所得 ・ 会計	額		-	護医療保険# 個人年金保険			P	
/	(摘要) 住宅借入会等特 !她年月日		ITANJAS ESPANOS INTE					M						
かようかぞく ほ 扶養家族や保	り始年月日 けんりょう				新生命保	族料の金額								
扶養家族や保	けんりょう 険料		E 1 N(地雷坐)	TAL	旧生命保	険料の金額	or .	B Po	-	長期損害保険 齢 老		Or D	P	
	Mar 月日 けんりょう 険料 ようせい 5 死		K人が練書者 特 そ - 別 仲 名	高明 - 13	40,410,00	4000		日 日	12	and the same		年月年月	В	

ゖ゙゚ゕ゚゚゚゚゚゚゚゚ゖゕゔゕ゠ゔ 源泉 徴 収 票 について説明します。

源泉徽、収호、 ことは「豁・与所為の源泉徽、収호、 」といいます。勤務先(勤めている会社や店)が、社員に対して1年間に支払った豁。与の金額や、源泉徽、収むした所為税額などを証明する書類です。会社や店は源泉徽、収호、 を1通作って、1通を社員に、1通を税務 署に出します。1月の終わりぐらいまでに会社からもらいます。源泉徽、収호、 を見ると、次のことがわかります。

- ① 「支払金額」です。勤務先から、一年間に全部でいくら給与をもらったかが分かります。
- ② 「源泉徴収税額」です。勤務先で、いくら所得税額を納めたか分かります。
- ③ 「挨養家族」や「保険料」などについて書いてあります。どんな「旅餐空除」があったかわかります。ここが空欄の場合、発素で調整がされていないということです。



医療費の領収書の見添です。1月1日から 12月31日の 1年間分を準備します。病院に行った時にかかった交通費も、毎回メモしておきましょう。

かくていしんこく ひつよう ちしき 【確定申告に必要な知識③】

◆ 医療費の領収書: ※家族全員の分を用意する

がつついたち がつ にち きかん

・1月1日から12月31日まで期間

いりょう きかん とき りょうしゅうしょ しょほうやっきょく りょうしゅうしょ

・医療機関にかかった時の領収書、処方薬局の領収書

いしゃ しじ こうにゅう きぐ りょうしゅうしょ ・医者の指示で購入した器具などの領収書

いりょうきかん こうつうひ

・医療機関までの交通費のメモ

箱には、他のレシートは

入れない!

- いりょうひせんよう はこ ようい
- 医際 費専用の相を用意する
 - いりょう き かん やっきょく りょうしゅうしょ かなら はこ い 医療機関、薬局などでもらった領収書は必ずこの箱に入れる
- がつ にち ほぞん
- 12月31日まで保存する

しゅうけい かくていしんこく ひつよう かくにん

■ 集計して、確定申告が必要か確認する

「医療費の領収書」には、次のものが入ります。家族全員の分です。

- ・医療機関(病院や薬局など)でもらった領収書
- ・医者の指示で買った器具などの領収書
- ・医療機関(病院や薬局など)までの交通費のメモ
- ・体調が悪くなった時に、薬局で薬を買った時のレシート

ないは、 確定申告の時に楽ですから、「医療費の領収書」は特別に箱を用意して、家族みんながその 物に領収書を入れるようにしましょう。

- ・医療費の領収書だけを入れる箱を用意して、領収書をなくさないようにしましょう。
- ・病院や薬局などでもらった領収書は、全部必ずこの箱に入れましょう。
- ・1 $\hat{1}$ 1 $\hat{1}$ 1 $\hat{1}$ 1 $\hat{1}$ 0 $\hat{1}$ 0 $\hat{1}$ 2 $\hat{1}$ 3 $\hat{1}$ 1 $\hat{1}$ 1 $\hat{1}$ 2 $\hat{1}$ 3 $\hat{1}$ 1 $\hat{1}$ 2 $\hat{1}$ 3 $\hat{1}$ 1 $\hat{1}$ 3 $\hat{1}$ 2 $\hat{1}$ 3 $\hat{1}$ 2 $\hat{1}$ 3 $\hat{1$
- ・最後に金額を計算して、確定申告ができるかどうか、確認します。



国民年金保険料の控除証明書の見本です。毎年11月頃に家に届きます。

かくていしんこく ほうほう 【確定申告の方法】

みょうかぞく つま ぶん 扶養家族の妻の分も ょうい 用意する!

かっよう しょもい 必要な書類 を用意して、 税務署に 行く きゅうょ げんせんちょうしゅうひょう
●給与の「源泉徴収票」

こくみんねんきん ほ けんりょうこうじょしょうめいしょ

- ●「国民年金保険料控除証明書」
- こくみんけんこう ほけん かい こ ほけん りょうしゅうしょ
- ●国民健康保険、介護保険の領収書
- いりょう ひ りょうしゅうしょ びょういん い こうつう ひ ●医療費の領収書、病院に行ったときの交通費のメモ
- ●生命保険料などの控除証明書
- もど ぜいきん う と つうちょう
 ●戻ってくる税金を受け取るための通帳

など

いりょうひ りょうしゅうしょ 医療費の領収書は、

まとめた表を作る

書類を全部用意したら、書類を持って税務署に行きます。

- きゅうよがみせんちょうしゅうひょう論与の「源泉徴収票」
- こくみんねんきん ほ けんりょうこうじょしょうめいしょ・・「国民年金保険料 控除証明書」
- ・国民健康保険、介護保険の領収書
- ・医療費の領収書、病院に行ったときの交通費のメモ
- ・生命保険料などの控除証明書
- ・通帳(還付を受け取る口座を確認するため) など



かくていしんこく しょるいさくせい こま 確定申告の書類作成で困ったら

かつよう しょるい も ぜいむしょ 必要な書類を持って税務署に

https://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/tokyo.htm



確定単告のことで困ったら、必要な書類をもって税務署に行きましょう。 職員の芳が相談にのってくれます。

住まいの近くの税務署の場所は、https://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/tokyo.htmで確認しましょう。



http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/000.pdf

税金に関する問い合わせはお近くの「税務署」に!

「納税」は義務です。

税釜について相談や質問があったら、遊くの「税務署」にしましょう。

**** **覚えておきたい確定申告のことば**

ことば	。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	スライド No
のうぜい 納税	税金を納めること	2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 22
たいのう 滞納	税金を納めるのが遅れる	4
確定申告	自分で納める税金の計算をして、単告の手続きをすること	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21
無申告加算税	単告しなければならないのに単告しなかった場合に追加で納めなければならない税金	4
筵滞税	期限までに税益を納めない場合に、追加で納めなければいけない税益	4
還付	熱め過ぎた税金が 戻ってくること	5, 6, 7, 11, 13, 14, 19, 20
げんせんちょうしゅうひょう 源泉 徴 収 票	一年間の収入や源泉徴収した所得税額などを証明する書	7, 8, 15, 16, 20
所 得	一年簡の収えから熱与所得控除を引いた後の登額	8, 10, 15
^{ねんまつちょうせい} 年末 調 整	年末に一年間の税額を確定して源泉 徴 収 額と調整すること	7, 8, 11, 12, 13, 14, 16
扶養家族	お金を出して養っている家族	12, 14, 16

作成 ワーカーズ・コレクティブ生活クラブ FP の会 社会福祉法人さぽうと 2 1 (本教材の責任者: 矢崎 理恵)

しゃかいふく しほうじん 社会福祉法人さぽうと21

141-0021 東京都品川区上大崎 2-12-2 ミズホビル 6階

Tel: 03-5449-1331 Fax: 03-5449-1331 E-mail: info@support21.or.jp

Homepage: http://www.support21.or.jp